六　爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火炎に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合にあっては、建築材料については、この限りでない。

七～二十八　［略］

２・３　［略］

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

第十六条　法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第四号の二、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　前条第一項の表(6)イの規定によりがん具煙火を貯蔵する場合にあっては、次のイからニまでに定めるところによること。

イ　がん具煙火を貯蔵する場所の周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあっては、床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ十九センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とすること。

ロ　がん具煙火を貯蔵する場所の入口の扉は、防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ　がん具煙火を貯蔵する場所には、窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。

ニ　がん具煙火を貯蔵する場所には、自動消火設備を設けること。

三　前条第一項の表(1)イ又は(5)の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）にあっては、次のイからトまでに定めるところによること。

イ　建築物の構造は、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれらと同等程度に盗難及び火災を防止するための措置を講じたものとすること。

ロ　建築物の入口の扉は、防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ　建築物の屋根には、火災を防止するための措置を講じ、天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。

ニ　建築物の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

ホ　建築物の床面には、できるだけ鉄類を表さないこと。

ヘ・ト　［略］

六　爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火炎に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

七～二十八　［略］

２・３　［略］

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

第十六条　法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　前条第一項の表(6)イの規定によりがん具煙火を貯蔵する場合には、次に掲げるところによる場所においてすること。

イ　周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあつては床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造りとすること。

ロ　入口の扉（とびら）は、厚さ〇・六ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉（とびら）とすること。

ハ　窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。

ニ　自動消火設備を設けること。

三　前条第一項の表(1)イ又は(5)の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焔管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイからヘまでに定めるところによること。

イ　建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

ロ　建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ　建築物の屋根の外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものについては、この限りでない。

ニ　建築物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。

［新設］

ホ・ヘ　［略］